

手話言語条例制定に向けて

愛媛県立松山南高等学校 普通科3年

鵜久森ゆり 佐川美空 松本優

1. はじめに

日本全国の自治体では、手話を一つの言語として認め、その普及を目指す「手話言語条例」の制定が進んでいる。障害者権利条約第二条では「言語とは、音声言語及び手話、その他の形態の非音声言語などを言う」と定義されている。しかし、一般財団法人全日本ろうあ連盟の手話言語条例マップによると、愛媛県は現在、全国で唯一の自治体でもこの条例が制定されていない県である。本論文では、手話言語条例制定の必要性について考察し、高校生がどのように関わることができるのかを明らかにする。アンケート調査の結果や他県の事例、先行研究などをと、愛媛県での手話言語条例のあり方を提案する。（引用：全日本ろうあ連盟）



2. 手話の普及が必要な理由

手話には日本手話と日本語対应手話の2種類があり、以下のように定義されている。

日本手話：日本独自の視覚言語で文法や語彙が日本語とは異なる。聾者の文化やコミュニティで発展した。

日本語対应手話：日本語の文法や語彙に基づき、音声の日本語をそのまま手話で表現する。補足的な役割を果たす。

手話言語は手話を母語として使う聴覚障害者にとって欠かせない言語であり、その普及は極めて重要であると言える。

第一に、手話は目で見て理解する「視覚の言葉」であり、聴覚障害者にとっては日本語と同じくらい大事な母語である。例えば日本手話の語彙数は3000～5000語ほどとされ、音声言語とほぼ等しい情報量を視覚的に伝達することができる。この手話を周りの人たちも知っていれば、誰もが対等に話し合える社会の実現に繋がる。

第二に、手話が広まることで、必要な情報が適切に届く社会になる。例えば災害が起きたときや、公共機関で手続きをする際、音声だけでは聴こえない人にとって不安が大きい。そのような場面で、手話ができる人がいれば、正しい情報を享受でき、命を守ることもつながる。2016年の厚生労働省の調査によると、聴覚障害者の約70%が情報入手による困難を感じているというデータがあり、災害時や日常生活でも手話で説明が受けられれば安心して行動できると言える。

第三に、手話を知ること、健聴者と聴覚障害者が互いに分かり合える社会になる。健聴者と聴覚障害者が手話を通じてお互いを理解することができれば、差別や偏見も少なくなり、ノーマライゼーションの実現に近づいていく。

さらに、他県の取り組みとして、松江市や伊丹市では、手話言語条例制定によって、手話に関心を持つ人が増え、行政の対応に変化が見られた。こうした例は、愛媛県でも同じような条例を作ることが有効であることを示している。

3. 研究の背景と先行研究

手話の言語的地位向上に向けた取り組みは、日本国内外で進んでいる。例えば、デンマークでは手話が法的に認められ、教育や行政サービスにおいて積極的に活用されている。一方、日本では、2011年の東日本大震災を契機に情報アクセシビリティの重要性が再認識され、2013年に「障害者権利条約」を批准したことを受けて、各自治体で手話言語条例の制定が進められるようになった。しかし、その進展には地域差があり、2025年現在も愛媛県ではいずれの自治体でも条例が未制定のままである。

手話言語条例の制定による社会的影響については、松江市や伊丹市のように、条例の施行により手話の普及活動が活発化し、行政や教育機関での手話対応が強化された事例が報告されている。また、条例制定がメディアの関心を集めることで、一般市民の手話に対する意識向上にも寄与したと考えられる。

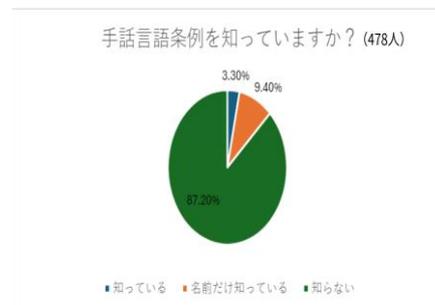
先行研究として、愛媛大学社会共創コンテスト 2022 において奨励賞を受賞した愛媛県立松山南高等学校の研究（2021 年度「言語の多様性に富む県作り～手話 is useful～」）では、手話言語条例の制定が以下のような効果をもたらすことが示唆されている。

- 聴覚障害者と健聴者が暮らしやすい社会の実現：条例によって手話の認知度が向上し、障害者が社会参加しやすくなる。
- 手話を通じたコミュニケーションの活性化：手話に対する社会的理解が深まり、聴覚障害者と健聴者の交流が増える。
- 情報アクセシビリティの向上：災害時等の情報提供が手話でも行われるようになり、聴覚障害者の権利保障が進む。

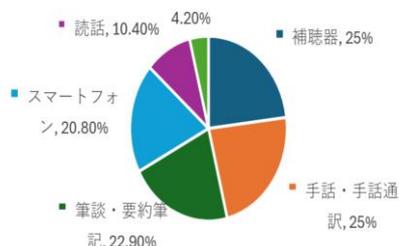
しかし、愛媛県ではこのような条例が未制定であるため、県民の間で手話の普及が進んでおらず、障害者の社会参加の機会も限定されている。本研究では、こうした背景を踏まえ、愛媛県における手話言語条例の必要性を具体的に検討し、高校生として果たすべき役割について提案する。

4. アンケート調査と手話の普及に関する課題

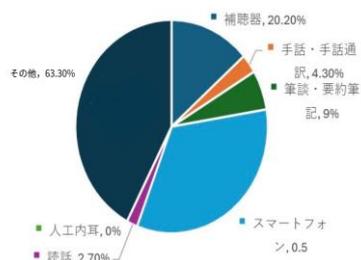
アンケート調査と手話の普及に関する課題手話言語条例の知名度に関する全国的な調査として、東京都が令和 4 年度に行ったアンケート結果では、「手話言語条例を知っていますか？」という問いに対して、「知っている」と答えた人はわずか 3.3%であった。この背景には、聴覚障害者が外見からは分かりにくいために、手話を使う人と接する機会が少ないことが関係していると考えられる。日本ではおよそ 30 万人の聴覚障害者がいるとされているが、その中で手話を母語として生活する人は限られている。2021 年に総務省が行った調査では、65 歳未満の聴覚障害者のうち 25%が手話を主なコミュニケーション手段としているのに対し、65 歳以上ではわずか 4.3%にとどまっている。



聴覚障がい者のコミュニケーション手段 (65歳未満)



聴覚障がい者のコミュニケーション手段 (65歳以上)



これは、かつて教育現場で口話法が推奨されていた歴史があることが一因である。口話法とは、口の動きを読み取ることで発語力を育てようとする方法のことで、昭和初期頃から「発語できるようになるためには、手話を禁止すべきだ」という反手話論が広まった。これにより、全国の聾学校で口話法を採用するために手話を抑える風潮が広まった。そして 1947 年に全日本ろうあ連盟が設立されたことにより、自らの言語である手話の普及と発展に力をいれることができるようになった。こうした背景から、現在 60～80 歳程度に当たる高齢者の中には手話を日常的に使わない人もおり、社会全体として手話を「目にする機会」が限られている。よって多くの人にとって手話が身近なものと感じにくい可能性があると考えられる。そのため、まずは手話を学ぶ機会をつくり、社会全体で手話の存在を身近に感じられる環境づくりが重要である。こうした取り組みが進めば、条例の意義も理解されやすくな

り、手話が日常的に使われる社会が実現するだろう。そしてそれが、条例の制定と共生社会の実現へと繋がる。つまり、手話言語条例を実現する第一歩は、手話の普及そのものであるといえる。

5. 手話の普及のために高校生にできること

私たちは、愛媛県で毎年開催されている「愛媛県県民総合文化祭 総合フェスティバル」に手話通訳ボランティアとして参加した。このイベントでは県内の高校生文化部による多彩な発表が行われ、の中で手話ができる高校生が、開会式や他の部活の発表に手話通訳をつけるボランティア活動を行っている。この活動は、愛媛県内の高校生有志を毎年募って実施されており、学生が主体となって手話の大切さを伝える貴重な機会となっている。高校生が手話通訳に参加することで、手話の存在を意識してもらうきっかけとなり、手話の普及や理解の促進に大きく貢献している。さらに、県としてもこの活動の継続を支援しており、高校生の行動が行政と連携した取り組みに発展していることが分かる。また、今後このような取り組みによって、愛媛県で行われる県主催の全てのイベントなどに手話を必要とする人が参加した際に、当たり前の手話通訳が利用でき、耳が聞こえないことで感じる不安や不便さを取り除き、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しむことができる環境づくりに繋がると考える。さらに、今後の手話普及活動として私たち高校生ができることの一つに、SNS を活用した情報発信がある。多くの人々が日常的に使い、幅広い世代に届けることができる SNS は、手話への関心を広げる強力なツールである。たとえば、「簡単で覚えやすい手話」を短い動画で紹介したり、手話に関する知識や体験を投稿したりすることで、手話をより気軽に学べる環境をつくることができる。こうした身近な取り組みから、手話を知ってもらうきっかけを生み出すことが、高校生にできる大きな第一歩であると考えている。



6. 愛媛県手話言語条例の提案

先行研究や他県の事例を踏まえ、愛媛県における手話言語条例のモデル案を以下のように提案する。

第一条	目的	<ul style="list-style-type: none">この条例は手話言語に対する理解を推進し、手話を母語とする聴覚障害者が健聴者と同じように等しく社会参加できるよう、その普及と推進を図る。
第二条	基本理念	<ul style="list-style-type: none">手話は視覚言語であり、独自の構造と文化を持つ言語であることを認め、県民はその価値を理解し、順守するものとする。
第三条	県の債務	<ul style="list-style-type: none">手話に関する正しい知識の普及啓発手話通訳者・指導者の育成と配置の推進医療・教育・行政など公共サービスにおける手話対応体制の整備災害時における手話による情報提供の確保

第四条	市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は県の施策に基づいて地域での手話言語の啓発活動を行うとする。 地域における手話講座や学習機会の提供 地域福祉施設やイベントでの手話対応の促進 地域住民の手話学習を支援する制度づくり
第五条	県民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 手話や聴覚障害に対する理解を深め、共生社会の実現に協力する。 地域のイベントや日常生活の中で積極的に手話を活用する。 手話言語の普及に関する施策に地域住民が参加できる機会を設ける。
第六条	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 店舗・サービス等における手話対応や筆談対応の導入 聴覚障害者が働きやすい職場環境の整備 社会貢献の一環として手話学習の機会を提供する。

このような条例によって、手話の普及とともに、聴覚障害者が安心して暮らせる環境が整い、すべての県民が言語の多様性を尊重できる愛媛県の実現が期待される。

7. まとめ・結論

本研究では、愛媛県が全国で唯一手話言語条例を制定していない現状を踏まえ、その必要性和私たち高校生にできることについて考察した。手話は聴覚障害者にとって不可欠な視覚言語であり、その普及は情報伝達の公平性や安全性、そして共生社会の実現に直結する。東京都の調査からは、条例自体の知名度が低い現実が浮かび上がり、これは手話を使用する人が目に見えづらく、また手話を学ぶ機会が限られていることが背景にあると考えられる。特に愛媛県では条例の未制定により、全国的に見ても関心度や理解がより低い可能性がある。しかし、私たちが参加した手話通訳ボランティア活動や、SNS を使った発信など、高校生自身ができる取り組みも多く存在する。これらの活動が、手話への理解を広げ、条例の制定へと繋がる可能性を秘めている。今後は、手話の価値を多くの人に伝えることで、県民の意識が変わり、手話言語条例の必要性がより深く理解されていくだろう。私たち高校生一人ひとりの行動が、共生社会への第一歩となることを信じて、手話の普及に取り組んでいきたい。

8. 参考・引用

- ・先行研究 愛媛大学社会共創コンテスト 2022「言語の多様性に富む町づくり ～手話 is useful～」
愛媛県立松山南高等学校 閲覧日 2025/ 3/20
- ・一般財団法人全日本ろうあ連盟 <https://www.jfd.or.jp> 閲覧日 2025/ 4/22
- ・東京都のデータ <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodo> 閲覧日 2025/2/29
- ・総務省による調査 <https://pekoe.rioh/pekomaga/syuwa-dekinai> 閲覧日 2025/4/ 3

